

## 第2 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

## 4 精神科救急医療体制の整備に関する県の取組み

指針の項目	本県の現状・課題	今後取組むべき方向性等	今後の取組みに向けての問題点	備 考
	<p>○都道府県は、在宅の精神障害者の急性増悪等に対応できるよう、精神科病院と地域の精神科診療所との役割分担の下、地域の特性を活かしつつ、患者に二十四時間三百六十五日対応できる精神科救急医療のシステムの整備や精神医療に関する相談窓口の設置等の医療へアクセスするための体制の整備を推進する。</p> <p>〔現状〕 ○夜間・休日における受付窓口として、保健所職員のオンコール体制で対応している。</p> <p>〔課題〕 ○夜間・休日における措置入院に対する保健所の対応の迅速性に課題がある。また、移送体制については、実行可能な効果的な実施施策が具体的な検討まで至っていない。</p>	<p>○夜間・休日の対応を充実することにより、精神疾患の方を適切な医療に結び付けるための体制を整備する。</p>	<p>○県が実施すべき施策については、予算及び人員の確保を行う必要がある。</p>	
分類	委員名	委員の意見(平成26年9月時点)		県の考え方
措置処遇に係る行政対応の迅速性	尾崎会長	<p>・本県は新規措置数が、全国的に見て少なく、応急入院が多い。<b>事務的な迅速性が確保できない</b>ため、やむを得ず現場で応急入院にせざるをえなかったことが推測される。<b>措置処遇の行政的迅速性の確保</b>を求める。</p>		<p>・ご意見のとおり、<b>夜間・休日は</b>、専用の受付窓口があるわけではなく、<b>保健所職員のオンコール体制で対応</b>しているため、精神科救急における<b>即応性の部分では不十分な状況</b>にあります。</p> <p>・つきましては、別紙のとおり<b>事務処理の迅速化を関係者と十分協議</b>を行いながら、また、名古屋市と共同で対応できるものは統一化できるよう<b>見直しを検討</b>してまいりたいと考えております。</p>
応急入院の運用	尾崎会長	<p>・本県は、<b>措置入院の行政対応の迅速性に欠けることから応急入院が多い</b>と推測される。応急入院は、指定医1人の判断で治療行為がなされるため、一番配慮すべき入院形態である。本県は本入院形態が多いため、運用基準の明確化が必要。</p>		<p>・措置入院に対する<b>行政対応の迅速性を高めるための見直し</b>を行うことで、本来は<b>措置入院となるべき患者が応急入院となる事案は無くなる</b>ものと考えております。</p>
現状分析	尾崎会長	<p>・一旦、<b>措置以外の入院形態で入院になった患者が、入院した病院で後日診察がなされ、入院形態が措置入院になる事案</b>があるようだが、このような事案の有無について検討してほしい。</p>		<p>・過去において実施されていましたが、平成21年4月の「保健所精神障害者入院等事務処理要領」の改正により、<b>緊急入院が必要な精神障害者に対しては、最初から緊急措置入院の事務を執ること</b>としたことにより、現在は、<b>医療保護入院となった患者が直後に措置入院となる事案は無い</b>と考えております。</p> <p>・なお、現在でも課題となっております緊急措置入院の事務手続きに際し、保健所職員の<b>立会が遅い事案</b>に対しては、<b>今後行う「夜間・休日の体制見直し検討」の中で改善したい</b>と考えております。</p>